

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター・ヘルプデスク運營業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 4 月 11 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター・ヘルプデスク運營業務
- 2 業務概要 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター・ヘルプデスク運營業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおり
- 3 業務場所
 - (1) ヘルプデスク 吹田市出口町 19 番 2 号 総合福祉会館
 - (2) コールセンター 受託事業者において管理監督が可能な場所（別紙仕様書のとおり）
- 4 契約期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
契約締結日から令和 5 年 6 月 30 日までは準備期間とし、本業務の開始は令和 5 年 7 月 1 日とする。
※国が示す新型コロナウイルスワクチン接種事業の方針や本市の新型コロナウイルスワクチン接種状況等により延長あるいは短縮する可能性がある。
- 5 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本市の入札参加有資格者名簿登載事業者であること。
参加希望種目が「人材派遣」、「受付・案内」、「その他業務委託」のいずれかのうち 2 つあるか、あるいは取扱商品に「コールセンター」が入っていること。
 - (3) 人口 20 万人以上の自治体で、過去 5 年（平成 30 年度～令和 4 年度）以内に、本業務と同様もしくは類似業務の運營業務の委託契約を締結し、履行した実績を有する

こと。(単年度または履行中でも可。履行中の場合は、複数年度契約の途中で1年以上の実績を有すること。)

- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS/ISO27001) の認証取得事業者またはプライバシーマーク使用許諾事業者であること。
- (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

6 入札参加資格の確認

- (1) 本入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2) に示す書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書 (様式1) (以下「申請書」という。)
- イ 履行実績が確認できる書類 (契約書の写し、仕様書等)
- ウ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS/ISO27001) の認証の写し又はプライバシーマークの付与認定の写し
- エ 再委託先資格確認申請書 (業務の一部の再委託を予定している場合のみ)

(3) 申請書等の提出

ア 提出期間

令和5年4月12日(水)から令和5年4月25日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

23 問合せ先のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

エ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ (トップページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託)一覧 > 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター・ヘルプデスク運營業務に係る制限付一般競争入札) からダウンロードすること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、令和5年4月28日(金)までに、申請者に申請書に記載のある電子メールに、あるいは希望に応じてFAX番号に通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

(5) その他

ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は、返却しない。

ウ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和5年5月1日(月)から令和5年5月9日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

23 問合せ先のとおり。

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電子メール等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。

8 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年4月12日(水)から令和5年4月18日(火)午後4時まで

(2) 受付方法

電子メールにより受け付ける。メールアドレスは 23 問合せ先のとおり
件名に【コールセンター・ヘルプデスク運営業務に係る質疑書】と記載すること。
また、メール送信の際は必ず送信した旨の一報を入れること。

(3) 回答期日

令和5年4月20日(木)午後5時30分までに吹田市ホームページ(トップページ) > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託)一覧 > 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター・ヘルプデスク運営業務に係る制限付一般競争入札)「公告115号に係る質疑回答」に掲載する。

9 入札説明会

(1) 開催日時

令和5年4月14日(金)午前10時00分

(2) 開催場所

吹田市出口町19番2号
保健センター4階 集団検診室

(3) 参加受付期間

公告日から令和5年4月13日(木)午後5時00分まで

(4) 参加受付方法

電子メールにより受け付ける。メールアドレスは23 問合せ先のとおり
件名に【4/14 説明会参加希望】と記載すること。

また、メール送信の際は必ず送信した旨の一報を入れること。

(5) その他

ア 希望者がいない場合は開催しない。

イ 申請書、仕様書、吹田市物品購入契約等入札心得書(一般競争入札)(以下、「入
札心得書」という。)等の申請に係る書類は配付しない。

ウ 当日の参加者は2名以下とすること。

エ 入札参加の必須要件ではない。

10 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和5年5月11日(木)午後2時00分

(2) 入札場所

吹田市出口町19番2号

保健センター4階 集団検診室

11 入札方法

(1) 郵送、宅配、電子メール等による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

(4) 入札に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札を延期する。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

13 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札の保証

入札の保証は免除とする。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書（一般競争入札）（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「5 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 落札者は、当該入札に記載される入札金額に係る内訳明細書を提出すること。

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の保証

落札者は、次の（1）から（4）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る

保険証券の提出

19 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

20 契約の締結

契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。

21 契約予定日

令和5年5月18日（木）

22 その他

(1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

23 問合せ先

〒564-0072

吹田市出口町19番2号（総合福祉会館1階）

吹田市健康医療部地域保健課

新型コロナウイルスワクチン接種事業担当

電 話 06-4798-5675

メールアドレス corona-v@city.suita.osaka.jp